

広島県公安委員会告示11号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年2月12日

広島県公安委員会

委員長 西野泰代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
5P15 19	告示の日 (令和8年2月12日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	eエイティシック スMAM2	株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利 (東京都台東区東上野一丁目16番1号)	左同
531057	同上	回胴式遊 技機	L南国育ちS PM 1	同上	左同
5S14 93	同上	同上	Lタクトオーパス M1	同上	左同
5P15 47	同上	ぱちんこ 遊技機	eルパン三世VS キャッツアイLB M6	同上	左同